

入札・見積り徴取における同等品の取扱いについて

令和元年8月20日

高島市契約検査課

入札および随意契約における見積り徴取（以下「入札等」という。）の仕様書等に指定品（基準品）として示したメーカー・型番等の品目の他に「同等品可」とされた品目について、それと同等以上の品目（以下「同等品」という。）で入札等に参加することができます。この場合、事前に次の手順で担当課へ同等品の確認を行ってください。

なお、事前に確認を受けていない同等品によって落札決定者ならびに契約相手方となった場合は仕様書等における指定品（基準品）の納入となりますので、必ず事前に担当課へ確認を行ってください。

【同等品の定義】

同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が指定品（基準品）と同等以上であり、メーカーの既製品を基本とするものとします。

【同等品の確認方法】

同等品での入札等に参加を希望する場合は、仕様書に定められた期限までに次の書類を担当課へ提出してください。

- (1) 同等品確認書（様式1）
- (2) 同等品の規格、性能、定価等が確認できるカタログの写し
- (3) その他仕様書等で必要とする書類

【同等品承認・不承認の通知】

担当課にて、同等品確認書およびカタログの写し等により審査を行い、同等品確認書「確認」欄によりファックスにて回答します。

なお、回答については業者努力の観点を踏まえ、提出した業者のみ回答することとします。

【その他】

同等品の承認を受けていない物品等で、入札書または見積書を提出することは出来ません。落札後に承認を受けていない物品で入札したことが判明した場合は、指定品（基準品）を納入していただきます。納入できない場合は、違約金の徴収や入札参加停止の措置を科すことがあります。

(様式1)

令和 年 月 日

高島市 課長

(業者名)

住所

氏名



(FAX)

同等品確認書

件名	令和 年度
入札等日時	

番号	品名	基準品	同等品 (メーカー・型番等)	備考

【確認欄】

上記物品を同等品として (承認 ・ 不承認) とします。

令和 年 月 日

高島市

課長

印